

愛媛県ドクターへリ運航業務委託仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、愛媛県（以下「委託者」という。）が愛媛県立中央病院を基地病院として行う救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプター（以下「ドクターへリ」という。）の運航業務を委託事業者（以下「受託者」という。）に委託するにあたって必要な事項を定めたものである。
- 2 委託者は、ドクターへリを用いて、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、医師及び看護師を同乗させて救急現場等に向かい、当該場所から愛媛県立中央病院（以下「基地病院」という。）その他の医療機関への到着以前に、患者に救命医療措置を行う搬送業務（以下「本業務」という。）を行うため、ドクターへリの配備と運航業務を受託者に委託するものとする。
- 3 受託者は、ドクターへリの確保及び運航業務にあたって本仕様書の規定及び次の法令等を遵守するとともに、委託者又は基地病院の指示に基づき、誠意をもって本業務を安定的に遂行するものとする。
 - (1) 航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）
その他の関係法令及び救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医発第692号：昭和52年7月6日制定）
 - (2) 「ドクターへリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」（平成13年9月6日付け指第44号、厚生労働省医政局指導課長通知）
 - (3) 「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」（令和3年11月18日付け：（社）全日本航空事業連合会ヘリコプターネットドクターへリ分科会）
- 4 受託者は、愛媛県が島嶼部や山間部を抱えるという地理的な特性に加え、運航方法については、当面、松山空港から出動する方式（以下「発進基地方式」という。）を基本としつつ、基地病院から出動する方式（以下「屋上待機方式」という。）も柔軟に組み合わせて運航することを想定（別添「愛媛県ドクターへリの運航体制の基本方針」参照）しており、これらを十分に踏まえたうえで、県下全域を対象とした長距離の救急患者搬送等に迅速かつ安全に対応すること。

第2 委託期間

委託期間は、契約の日から令和13年3月31日までとする。

第3 運航時間

運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
季節別運航時間等の詳細については、委託者と受託者とが協議のうえ、適宜定めるものとする。

第4 運航範囲

救急現場への対応、病院間搬送等におけるドクターへリの運航範囲は、原則として愛媛県全域とする。ただし、他県の医療機関・消防機関等からの要請及び広域災害等に伴う国等からの要請に対しては、委託者、基地病院、受託者協議のうえ対応するものとする。

第5 委託業務の実施場所

1 機体待機場所

(1) 発進基地方式

愛媛県松山市南吉田町 松山空港内

(2) 屋上待機方式

愛媛県松山市春日町 83 番地 基地病院屋上ヘリポート

2 ヘリ格納庫

愛媛県松山市南吉田町 松山空港内

3 運航管理室

愛媛県松山市春日町 83 番地 基地病院内

第6 業務委託の内容

1 ドクターへリの運航業務

(1) 受託者は、委託者が指定する機体待機場所にドクターへリ 1 機を通常で継続配置し、国土交通省航空局による有効な免許又は資格を有する第 8 に掲げる者を、通年出勤させ、年間を通じ間断のない救急患者搬送等を行うものとする。ただし、機体の突発的不具合により運航が困難となった場合は、受託者は代替機の提供を含め、速やかに運航体制を確保するよう最大限努力するものとする。

(2) ドクターへリの日常点検及び保守点検等の整備作業に必要な部品、資機材並びに航空燃料及び潤滑油等の調達は、受託者の責任において確保するものとする。

(3) ドクターへリ内の日常的な清掃等は受託者において行うものとする。ただし、消毒並びに血液及び吐しゃ物等の清掃については、基地病院の責任において基本的には医療クルーが行い、受託者は必要な消毒清掃を協力して行うものとする。

2 安全管理業務

受託者は、ドクターへリが円滑に活動できるよう、運航の安全管理、飛行計画の届出、航空法に基づく各種申請、飛行日誌及び整備日誌等の管理保管、気象及び航空情報の収集及び分析など、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を行うものとする。

3 場外離着陸場の調査申請等業務

(1) 受託者は、愛媛県消防防災ヘリコプターのヘリ離着陸場（航空法第 79 条ただし書き適用の場外離着陸場）、緊急離着陸場（航空法第 81 条の

2適用) 及び委託者が必要に応じて指示する地域の離着陸場を調査し、航空法に基づく場外離着陸場の申請及び緊急離着陸場の台帳整備等を行うものとする。

(2) 受託者は、台帳に登録されている場外離着陸場及び緊急離着陸場について、経年変化等の現況の調査を行うものとする。

4 ドクターへリ運航連絡調整業務

(1) 受託者は、ドクターへリを安全に運航するため、場外離着陸場及び緊急離着陸場の運用に際し、消防機関、医療機関等に対して、ドクターへリの運用手順、注意事項、安全管理等について、連絡調整等を密に行うものとする。

(2) 受託者は、愛媛県消防防災ヘリコプター等との連携活動が円滑にできるよう、ドクターへリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

(3) 受託者は、ドクターへリ業務に関する会議、打合せ等に参加し、ドクターへリの運用に関する連絡調整等を行うものとする。

5 ドクターへリ出動記録簿の作成

6 ドクターへリ搬送にかかる消防機関及び医療機関等との訓練等の業務
(連絡調整等及び運航手順(運用マニュアル)の作成を含む。)

7 ドクターへリ救急現場等運用要領等安全対策資料の作成

8 救急現場等における医療スタッフの支援業務

9 愛媛県ドクターへリの啓発活動への協力

10 その他のドクターへリ運航に付随して委託者が必要と認める業務

委託者が受託者に追加で業務実施を要請する必要が生じた場合は、その実施に必要な条件・費用負担・期間等について、委託者と受託者協議のうえ、実施可否を判断するものとする。

第7 ドクターへリの基本仕様

1 ドクターへリの機種については、以下の要件を満たすこと。

(1) 機体概要

① 騒音・風圧・狭陸地・高速道路の本線上などへの離着陸を考慮し、概ね全長13m×全幅11m程度のヘリコプターであること。

② 双発エンジンを装備したヘリコプターであること。

③ T A級に準じた運航(垂直離着陸)が可能であり、耐空性基準に適合する運航が可能であること。

④ 十分なキャビンスペース(概ね5.0 m²)を有し、収容患者に対して使用する医療機器を搭載できる場所が確保されており、各機器が同時に使用可能であること。

⑤ 操縦士、整備士を除き、患者及び医師・看護師等計5名以上が搭乗可能のこと。

⑥ 基地病院ヘリポート及び場外離着陸場等への離着陸時、周辺部への騒音軽減に十分な配慮がなされている機種であること。

ただし、運航開始時期までに本条④及び⑤の要件を満たす機体の調達が困難な場合にあっては、委託者と協議のうえ、運航開始時期その他必要な事項について了解を得ることを条件として、当該要件の適用を必要な範囲に限り変更することができるものとする。

(2) 機体の装備品等

- ① 天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が追加装備されているか、計器航法が可能な装備がなされていること。
 - ② G P S (全地球測位システム) を備えていること。
 - ③ エアーコンディショナーが装備されていること。
 - ④ 搭載用又は機体装備医療機器用の専用電源接続口が設置されていること。
 - ⑤ 冬期の日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室照明を備えていること。
 - ⑥ 冬期の日没後等の運航時における安全向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
 - ⑦ 搭載する人工呼吸器に2時間以上100%酸素を供給できるシステムを備えていること。
 - ⑧ 酸素及び医療ガスアウトレット
 - a メインシステム（機体に固定）
 - b ポータブル酸素（500 リットル以上のボンベ）の設置場所が確保されていること。
 - c 酸素アウトレットは3系統以上
 - d 吸引アウトレットは2系統以上
 - ⑨ 電源はA C 100～115Vのアウトレットを最低2系統、D C 28Vを1系統備えていること。
 - ⑩ 心電図モニター（呼気ガスCO₂、モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型）が設置できること。
 - ⑪ 除細動器が設置できること。
 - ⑫ 人工呼吸器（ポータブル）が設置できること。
 - ⑬ 点滴ポンプが設置できること。
 - ⑭ 点滴用フックは4箇所以上あること。
 - ⑮ 保育器の固定が配慮されていること。
 - ⑯ 機内に基本装備されるストレッチャー1台の仕様は、救急現場等での地上支援（消防機関等）及び基地病院等ヘリポート着陸後の患者移送を考慮し、少ない人数で取扱いが可能なロールインストレッチャー（収縮脚型・車輪付き）とする。
 - ⑰ 医療業務用無線機及び消防・救急無線搭載の装備ができること。
 - ⑱ 積雪地への離着陸が可能となる装備を備えていること。
- 2 医療機器の装着及び搭載や、医療行為を可能とするためにヘリコプター機体の改修が必要となった場合、受託者は委託者と協議のうえ改修するも

のとする。

第8 運航従事者

1 受託者は、ドクターへリを運航するために、委託者に次に掲げる必要な要件を満たす職員（以下「運航従事者」という。）を通年出勤させるものとする。

(1) 操縦士 1人以上

以下の乗務要件をすべて満たしている者

- ① 1,000 時間以上の機長時間(このうち、500 時間以上はヘリコプタ一機長であること。) を有する者。
- ② 500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境（海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境）における飛行時間を有する者。
- ③ 当該型式機による以下のいずれかの飛行時間有する者。
 - ア. 当該操縦士がドクターへリの機長として30 回以上の出動の経験を有する場合：30 時間
 - イ. ア.以外の場合：50 時間以上
- ④ 救急医療用ヘリコプター操縦士の乗務要件等に関する改正(平成29年6月19日)により航空局が定めたドクターへリ操縦士の訓練(任用訓練及び定期訓練)及び能力確認によって、ドクターへリ運航会社からその適正を判定された者。

(2) 整備士 1人以上

5 年以上の実務経験とそのうち3 年以上の確認整備士経験を有し、当該機種の整備資格を有する者。

(3) 運航管理担当者 1人以上

航空機、航空保安施設、無線施設及び気象に関する知識、技能を有し、消防機関、操縦士、医療機関などとの通信を行うことができる運航管理者として2 年以上の実績経験を有する者又は、同等の知識と技能を有すると認められる者。

(4) すべての運航従事者は、原則として日本航空医療学会等が開催するドクターへリ講習会を修了していること。

2 受託者は、運航従事者の選任に際して各運航従事者の業務経歴等を勘案し、第6に規定する委託業務を安全に遂行するために必要な技量を有するものを選任することとし、選任した者の氏名、資格及び業務経歴等をあらかじめ委託者に通知するものとする。

3 委託者は、運航従事者を不適当と認めたときは、受託者に対してその変更を求めることができるものとする。また、受託者が運航従事者を変更しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

第9 業務を実施するために必要な設備や機器等

本業務を実施するために必要な次の設備や機器等のうち、受託者の負担分については、受託者において調達、設置（準備）及び維持管理をするものとし、その費用は委託経費に含めるものとする。

なお、以下に掲げる項目以外に必要な設備や機器等がある場合は、委託者、受託者で協議するものとする。

1 委託者の負担分

- (1) ヘリ格納庫、運航管理室、操縦士・整備士の待機室及び搭乗医師・看護師の待機室の確保、設置、維持管理（光熱水費を含む。）並びに電話、インターネット用通信線の布設
- (2) 松山空港勤務時における運航従事者及び搭乗医師・看護師の駐車場の確保
- (3) 運航管理室への医療業務用無線、消防・救急無線、無線用アンテナ、架台の設置・維持管理及び通信線の布設
- (4) 運航従事者及び搭乗医師、看護師等の緊急連絡（運航要請等）方法の確保（P H S、簡易無線機等）
- (5) 運航従事者及び搭乗医師・看護師が使用する事務机、会議用机、椅子、更衣ロッカー、書類キャビネット、ホワイトボード等の調達及び設置
- (6) ドクターへリに搭載する医療機器、医療用消耗品の調達、補填及び維持管理
- (7) その他委託者の負担が適当と認められる事項

2 受託者の負担分

- (1) 運航管理室への航空無線機（無線アンテナ含む）、気象情報用端末等の配備
- (2) ドクターへリ搭載用の医療業務用無線機及び消防・救急無線機の設置に必要な架台、無線用のアンテナ及び通信線の配線。
- (3) 基地病院勤務時における運航従事者の駐車場の確保
- (4) 運航管理室及び操縦士・整備士待機室へのパーソナルコンピューター、プリンター、コピー機、電話機（固定、携帯）、ファクシミリ（電話機加入権、工事費及び通信料金を含む。）等のOA機器の調達・維持管理
- (5) その他運航管理室及び操縦士・整備士待機室の備品（テレビ、冷蔵庫、電気ポット、電子レンジ、什器、文房具等）の調達、維持管理等
- (6) 整備作業用工具
- (7) 機体野外系留用具
- (8) 運航業務に必要な機器・機材、消耗品（航空燃料含む）
- (9) その他、受託者の負担が適当と認められる事項

第10 航空保険

受託者は、次の条件以上の航空保険を付保するものとし、その費用は委託

経費に含めるものとする。

また、受託者の業務遂行上、第三者及び乗客に損害を生じさせた場合であって、航空保険の対象とならない場合については、受託者は、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

なお、以下の航空保険以外に付保を必要とする場合は、委託者・受託者協議のうえ行うものとする。

(1) 第三者・乗客包括賠償責任保険

- ・被保険者：受託者、委託者および基地病院
- ・保険対象：第三者及び乗客への賠償責任（限度額 50 億円 / 1 件）

(2) EMS 総合保険

- ・保険対象 1：搬送患者（限度額 5 億円 / 1 件）
- ・保険対象 2：第三者被害見舞金（限度額 50 万円 / 1 件）

第1 1 安全・運航管理体制

- 1 受託者は、患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、運航従事者に対して適切な安全教育又は研修を実施する。
- 2 受託者は、次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、運航従事者に常に周知する。
 - (1) 搭乗医師及び看護師との連携
 - (2) 搭載する無線設備の運用
 - (3) ドクターへリ及び積載する資機材の滅菌又は消毒及び保守管理（積載医療機器及び医療用消耗品の点検・補充作業の補助を含む。）
- 3 受託者は、ドクターへリの運航の安全対策に関し、以下の事項について体制が確立されているものとする。
 - (1) 待機業務における人員と機材の適正な配置がされていること。
 - (2) 自社専用広域無線通信網による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視がされていること。
 - (3) 確度の高い運航予測と飛行可否の判断ができること。
 - (4) 場外離着陸場の事前選定とその安全確認ができること。

第1 2 運航調整委員会事務局補佐担当者

- 1 受託者は、委託者が定め運営するドクターへリ運航調整委員会事務局（以下「運航調整委員会事務局」という。）と連携し、運航調整委員会運営を補佐する運航調整委員会事務局補佐担当者（以下「事務局補佐担当者」という。）を選任し、委託者に通知しなければならない。
- 2 受託者は、円滑に運航調整委員会を行うために事務局補佐担当者を中心として、委託者との連絡会議等を密に行うことができる体制を確保すること。
- 3 事務局補佐担当者は、委託者の指示を誠実に履行し、基地病院と連携しながら、導入前の準備及び運航業務に関する調整を行い、委託者に協力す

るものとする。

第13 その他

本仕様書のほか、本業務の推進にあたっての必要事項は、別途定める。

第14 疑義

受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、これを解決するものとする。